

## 低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料

### 1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（法第54条関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ……【表1】
- ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項により申出を行う場合のみ） ……【表2】
- ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ……【表3】

○ 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- (1) 一戸建ての住宅の場合 ……区分「1」
- (2) 共同住宅等の場合 ……区分「2」
- (3) 複合建築物の場合
  - ・住戸部分のみ ……区分「2」
  - ・住棟全体 ……区分「2」＋「3」
- (4) 非住宅建築物の場合 ……区分「3」

**【表1】基本額**

区分	対象建築物	延べ床面積	適合証有（※1）	左記以外	
1	一戸建て住宅	標準 入力法	～ 200㎡ 200㎡～	6,800円	39,000円 43,000円
		仕様基準	～ 200㎡ 200㎡～	6,800円	21,000円 23,000円
2	共同住宅等	標準 入力法	～ 300㎡ 300～2,000㎡	14,000円 26,000円	78,000円 126,000円
			2,000～5,000㎡ 5,000㎡～	53,000円 94,000円	209,000円 297,000円
		仕様基準	～ 300㎡ 300～2,000㎡	14,000円 26,000円	41,000円 66,000円
			2,000～5,000㎡ 5,000㎡～	53,000円 94,000円	113,000円 168,000円
3	非住宅建築物	モデル 建物法	～ 300㎡ 300～2,000㎡	10,000円 29,000円	95,000円 155,000円
			2,000～5,000㎡ 5,000～10,000㎡	85,000円 133,000円	248,000円 323,000円
			10,000～25,000㎡ 25,000㎡～	167,000円 209,000円	387,000円 453,000円
			～ 300㎡ 300～2,000㎡	10,000円 29,000円	239,000円 384,000円
		標準 入力法	2,000～5,000㎡ 5,000～10,000㎡	85,000円 133,000円	546,000円 671,000円
			10,000～25,000㎡ 25,000㎡～	167,000円 209,000円	793,000円 904,000円

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

**【表2】建築確認申請審査手数料相当額**

建築物	延べ床面積	手数料
	30㎡以内	7,600円
建築物	31～100㎡	13,000円
	101～200㎡	20,000円
	201～500㎡	28,000円
	501～1,000㎡	48,000円
	1,001～2,000㎡	71,000円
	2,001～10,000㎡	207,000円
	10,001～50,000㎡	311,000円
50,001㎡～	531,000円	
建築設備	昇降機	11,000円
	小荷物昇降機	6,600円
工作物		11,000円

**【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額**

延べ床面積（※2）	加算額
30㎡以内	89,000円
31～100㎡	89,000円
101～200㎡	89,000円
201～500㎡	89,000円
501～1,000㎡	89,000円
1,001～2,000㎡	113,000円
2,001～10,000㎡	119,000円
10,001～50,000㎡	160,000円
50,001㎡～	297,000円

※2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（法第55条関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が手数料となります。

- ① 基本額 ……【表1】
- ② 建築確認申請審査手数料相当額（法第54条第2項を準用して申出を行う場合のみ） ……【表2】
- ③ 許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額（②の申出を行う場合で、構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合のみ） ……【表3】

○ 基本額は、以下のとおり認定申請の対象に応じて、【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。（ただし、変更がない区分を除く。）

- (1) 一戸建ての住宅の場合 : 区分「1」
- (2) 共同住宅等の場合 : 区分「2」
- (3) 複合建築物の場合
  - ・住戸部分のみ : 区分「2」
  - ・住棟全体 : 区分「2」+「3」
- (4) 非住宅建築物の場合 : 区分「3」

【表1】基本額

区分	対象建築物	延べ床面積	適合証有（※1）	左記以外	
1	一戸建て住宅	標準 入力法	～ 200㎡	3400円	19000円
		200㎡～	21,000円		
2	共同住宅等	標準 入力法	～ 300㎡	6,800円	39,000円
			300 ～ 2,000㎡	13,000円	63,000円
			2,000 ～ 5,000㎡	27,000円	105,000円
			5,000㎡～	47,000円	148,000円
3	非住宅建築物	モデル 建物法	～ 300㎡	5,100円	47,000円
			300 ～ 2,000㎡	14,000円	78,000円
			2,000 ～ 5,000㎡	42,000円	124,000円
			5,000 ～ 10,000㎡	66,000円	161,000円
			10,000 ～ 25,000㎡	84,000円	193,000円
		25,000㎡～	104,000円	226,000円	
		標準 入力法	～ 300㎡	5,100円	120,000円
			300 ～ 2,000㎡	14,000円	192,000円
			2,000 ～ 5,000㎡	42,000円	273,000円
			5,000 ～ 10,000㎡	66,000円	336,000円
10,000 ～ 25,000㎡	84,000円		396,000円		
25,000㎡～	104,000円	452,000円			

※1 適合証有とは、事前に評価機関において技術的審査を行い、法第54条第1項各号の規定に適合することを証するものとして適合証を認定申請書に添付した場合です。

【表2】建築確認申請審査手数料相当額

建築物	延べ床面積	手数料
	30㎡以内	7,600円
建築物	31 ～ 100㎡	13,000円
	101 ～ 200㎡	20,000円
	201 ～ 500㎡	28,000円
	501 ～ 1,000㎡	48,000円
	1,001 ～ 2,000㎡	71,000円
	2,001 ～ 10,000㎡	207,000円
	10,001 ～ 50,000㎡	311,000円
	50,001㎡～	531,000円
建築設備	昇降機	11,000円
	小荷物昇降機	6,600円
工作物		11,000円

【表3】許容応力度等計算（ルート2）審査手数料相当額

延べ床面積（※2）	加算額
30㎡以内	89,000円
31 ～ 100㎡	89,000円
101 ～ 200㎡	89,000円
201 ～ 500㎡	89,000円
501 ～ 1,000㎡	89,000円
1,001 ～ 2,000㎡	113,000円
2,001 ～ 10,000㎡	119,000円
10,001 ～ 50,000㎡	160,000円
50,001㎡～	297,000円

※2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。